

(趣旨)

第1条 市長は、市民による自主的な地域づくりの活動を促進するため、地域の特性を活かして地域づくり推進事業（以下「事業」という。）を実施する民間団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「民間団体」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市民が主体となり自発的に地域づくりを行う市民活動団体
- (2) 会員が10人以上で、3分の2以上が磐田市民で構成されていること。
- (3) 営利を目的とせず、公益性があること。
- (4) 団体会員内の親睦だけを目的とするものでないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者の教化育成を目的とするものでないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (7) 団体の活性化（新規会員の獲得等）を積極的に行っていること。
- (8) 交流センターを拠点とする組織（地域づくり協議会又はこれと同等のものをいう。）に属し、地域づくり活動に参加若しくは地域づくり活動を実施している団体、市内に主たる事務所を置くNPO法人（以下「市内のNPO法人」という。）又は市民活動センターの登録団体であること。

(補助の対象及び補助金の交付額)

第3条 補助の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 市の委託事業に準ずる整備事業
 - (2) 地域の独自事業
 - (3) 市内のNPO法人又は市民活動センターの登録団体が主催する事業
- 2 前項各号に掲げる事業の補助対象経費及び補助額は、別表に掲げるものとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象としない。
- (1) 市（市から補助金等の交付がある団体を含む。）の他の補助制度の適用があるもの
 - (2) 特定受益者のために行われるもの

- (3) 住民の参加が見込めないもの
- (4) 事業の全てを第三者に委託するもの
- (5) 用地の取得を伴うもの
- (6) 備品の取得だけを目的とするもの
- (7) 会員の親睦等を目的として行う定例行事及び祭典
- (8) 事業が継続して行われることが認められないもの
- (9) その他市長が不相当と認めるもの

(交付申請)

第4条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書 (様式第1号)
 - イ 事業計画書 (様式第2号)
 - ウ 収支予算書 (様式第3号)
 - エ 年間活動計画書 (様式第4号)
 - オ 団体概要 (様式第5号)
 - カ その他別に定める資料

- (2) 提出期限

別に定める日まで

(交付条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の申請内容を変更しようとするとき
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の

全部又は一部を市に納付するものとする。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、交付額決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第8号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

(変更決定の通知)

第9条 市長は、補助事業の変更を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(完了報告)

第10条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第10号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ 年間活動報告書（様式第4号）

オ その他別に定める資料

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して7日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

2 市長が必要と認める場合は、補助金の交付を受けた者は、事業報告会等に出席し、事業の実績等を報告するものとする。

(交付確定の通知)

第11条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第11号）によるものとする。

(請求手続)

第12条 請求手続の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日まで

(概算払の申請)

第13条 概算払の申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

提出書類 各1部

ア 概算払申請書（様式第13号）

イ 資金計画書（様式第14号）

(概算払の請求手続)

第14条 概算払の請求手続の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第12号）

イ 資金状況報告書（様式第14号）

(交付決定の取消しの通知)

第15条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第15号）によるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年3月23日告示第48号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第46号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日告示第52号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日告示第254号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第63号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助の対象		補助額等
事業	経費	
(1) 市の委託事業に準ずる整備事業	道路、河川、公園、緑地、広場、運動場、里山等の整備・改善に要する経費で、総事業費が10万円以上（ただし、人件費、総事業費の10%を超える食糧費及び汎用性の高い備品を購入するために要する経費は補助対象外とし、その経費の割合が総事業費の4分の1以下であること。）	左記経費のうち40万円を限度とする。ただし、同一事業への2回目以降の補助金については、左記経費の3分の2以内で40万円を限度とする。
(2) 地域の独自事業	地域の活性化を目的に、広く住民が参加できることが期待できる事業を行う経費で、総事業費が5万円以上（ただし、人件費、総事業費の10%を超える食糧費及び汎用性の高い備品を購入するために要する経費は補助対象外とし、その経費の割合が総事業費の4分の1以下であること。）	左記経費のうち15万円を限度とする。ただし、同一事業への2回目以降の補助金については、左記経費の3分の2以内で15万円を限度とする。
(3) 市内のNPO法	地域の活性化を目的に、自らの学びと共に広く	左記経費のうち10万円を

<p>人又は市民活動センターの登録団体が主催する事業</p>	<p>住民が参加できることが期待できる講演会や研修会を行う経費で、総事業費が5万円以上（ただし、人件費、総事業費の10%を超える食糧費及び汎用性の高い備品を購入するために要する経費は補助対象外とし、その経費の割合が総事業費の4分の1以下であること。）</p>	<p>限度とする。ただし、同一事業への翌年度以降の補助金については、左記経費の2分の1以内で5万円を限度とする。</p>
--------------------------------	---	--